

# 2019年度 TUFS Joint Education Program 説明会

2019年10月2日  
100教室  
留学支援共同利用センター



# Joint Education Programについて

## 目的

- 現地の協定校の教員から研究上のアドバイスを得る
- 論文のための資料収集
- 研究対象地域の大学での就学経験を積み・現地理解を深める

## 留学先

- 本学協定校
- 本学指導教員の指導のもと、関係分野の研究室等へ

## 時期

- 夏学期(2019/7/19-2019/9/30)
- 冬学期(2020/1/29-2020/3/31)

⇒ 大学院生の研究のための短期海外渡航(留学)を支援するための奨学金制度



# Joint Education Programと ショートビジット(短期海外留学)

	JEP	ショートビジット
対象	全大学院生	大学院博士課程前期の学生
履修登録	指導教員担当授業 (JEP自体の登録はなし)	あり(短期海外留学(〇〇大学)) (履修登録は事務局にて)
留学先	学生と指導教員が決定 (原則協定校)	リストから選択
留学時期	夏学期・冬学期	夏学期・冬学期
奨学金	あり(全大学院生) 年間25名程度 (うち10名程度:留学生用)	あり(日本国籍または永住権を 持つ学生のみ) 学部2年生以上で120名程度

奨学金は地域によって6万円～10万円/月





# 認められないプログラム

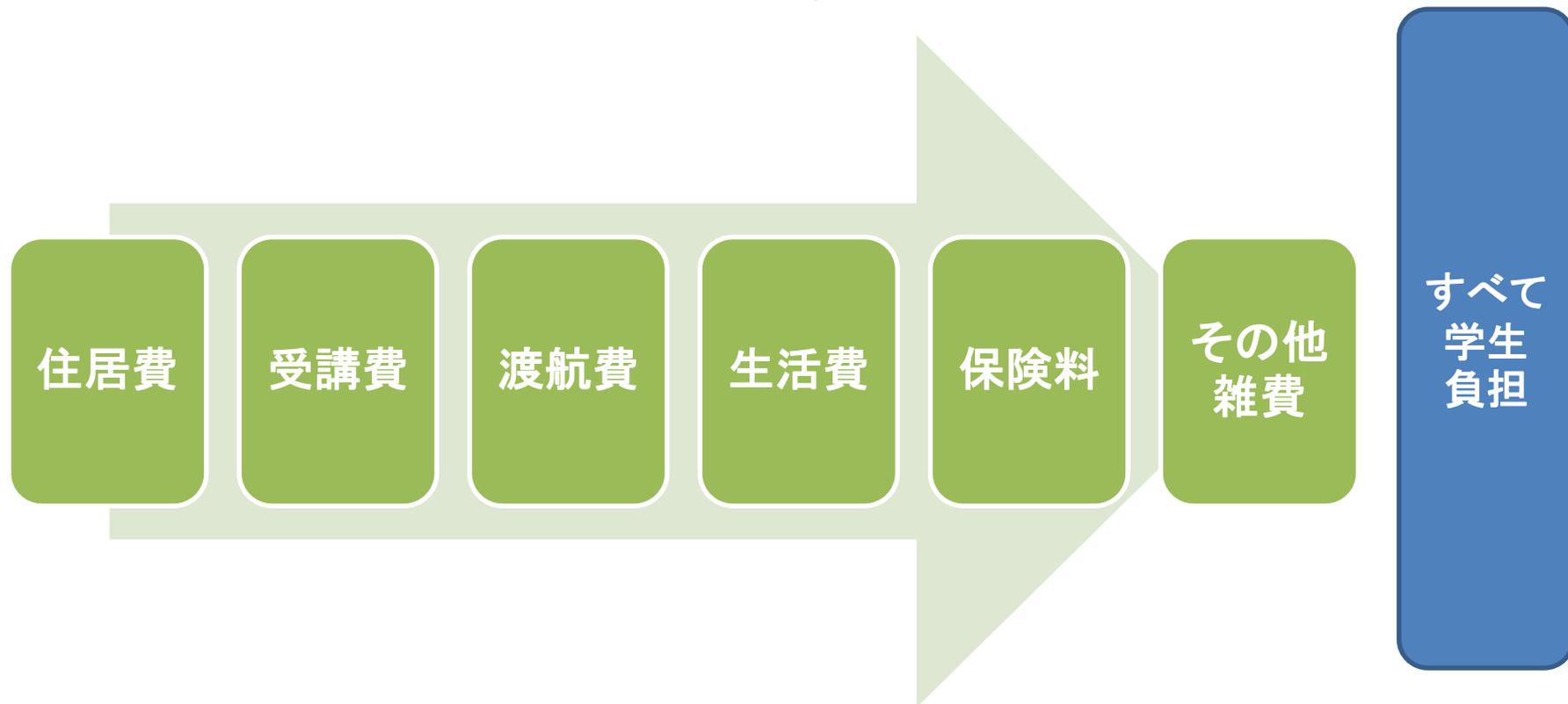
- 図書館での資料収集のみ
- フィールドワークのみ
- インタビューのみ
- …など、受け入れ先がはっきりせず、受入先教授の指導を全く受けないケース。

JEPとして認められるためには、受入先(大学等)があり、そこに所属する教員から研究指導を受けられることが必要最低条件となります。

また、国費留学生は奨学金の二重受給となるため、本制度には申請できません。



# Joint Education Program 参加費用



# 奨学金の支給額について

- 地域によって6万円～10万円(月)が支給される
- 返済不要(支給型)

金額	主な地域
6万円 (丙地方)	中国、台湾、ブルネイ、メキシコ、コロンビア、キューバ、インド、モンゴル、エジプトなど
7万円 (乙地方)	カンボジア、タイ、インドネシア、ラオス、ベトナム、フィリピン、韓国、マレーシア、ミャンマー、ニュージーランド、ポーランド、ブルガリア、チェコ、スロヴェニア、ウクライナ、リトアニア、ロシア(モスクワ以外)など
8万円 (甲地方)	アメリカ(指定都市以外)、カナダ、アイルランド、イギリス(ロンドン以外)、フランス(パリ以外)、ドイツ、オーストリア、オランダ、スイス(ジュネーブ以外)、スペイン、ポルトガル、イタリア、トルコ、ヨルダン、イランなど
10万円 (指定都市)	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、パリ、モスクワ、ロンドン、ジュネーブ

- 日本国籍、永住権保持者についてはJASSO(日本学生支援機構)から支給
- 留学生(留学ビザ保持者)については、本学の国際教育支援基金から支給



# 出願方法①

- 指導教員と留学の計画について話し合い、研究計画、留学計画を立て、指導教員より押印／署名を受ける。

- 留学先から受入証明を入手する。

受入証明のフォーマットは特に指定はありません。ただし、以下の点が明記されている事。

- ・学生氏名
- ・受入期間
- ・研究テーマ
- ・受入先大学名
- ・受入先大学の指導教員名、およびサイン

※受入先の大学のレターヘッドが入った書類が望ましい。



## 出願方法② 申請書類

① Joint Education Program 応募申請書

② 奨学金支給申請書

e-applyにてプログラム及び奨学金の申請後、プリントアウトした申請書(押印のこと) e-apply: <https://e-apply.jp/n/tufs-5>

③ 留学計画書

④ 研究計画書(指導教員による押印の上提出)

<http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/program/> よりダウンロード可能

⑤ 受入証明書(留学先大学からのもの)

※2019年度入学者が2019年度夏学期に留学する場合、上記に加えて、学部の成績証明書の提出が必要となります。

夏学期渡航分: 4月24日(水) 16:30 締切

冬学期渡航分: 10月25日(金) 16:30 締切





東京外国語大学  
Tokyo University of Foreign Studies

## e-apply のトップページ

次の期間はメンテナンスのためサービスが利用できません。2018/04/18(水) 02:00 AM ~ 05:00 AM) メンテナンス時間以外でのご利用をお願い致します。

 はじめに

インターネットによる出願方法や検定料のお支払い方法等について  
わかりやすく説明いたします。  
出願する前に必ずお読みください。

 出願内容の登録

インターネットによる出願を行います。  
「はじめに」を事前にご覧ください。

 出願内容確認を確認  
する

出願手続き済みの内容について閲覧することができます。  
志願票の印刷もこちらから行います。

登録する場合



申請書をプリント  
アウトする場合

東京外国語大学  
Tokyo University of Foreign Studies

← トップページ

志望先についての情報を正確に入力して、「次へ」ボタンを押してください。

### 志望先の選択

申込者の属性

申込者の属性

「短期海外留学」  
「在籍身分: 大学院」  
を選択

次へ

当サイトの管理運営は株式会社ディスコが行っています。  
Copyright 2012 DISCO Inc. All rights reserved.

# Joint Education Program

## 申請要件

- 派遣プログラムの開始時期：原則として、2019年7月19日から2020年3月31日までの間に留学を開始・終了すること
- 派遣先との間に、学生交流に関する協定や合意文書等（研究室間の覚書、契約書、確認文書等）が締結されていること。
- 指導教員の授業を履修しており、留学後、指導教員担当の科目または「修論ゼミ」の一部として成績評価に反映できること。
- 連続して8日以上3か月以内の留学であること（渡航期間は含まない）



# Joint Education Program 申請要件

- 参加に必要な語学水準を満たしていること
- 前年度のJASSO成績評価係数が2.3以上であること  
(前年度の成績が無い場合、春学期の成績により判断する。)
- 経済的理由により、自費での参加が困難であること
- 派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に  
所得できること
- 派遣プログラム終了後、大学等に戻り学業を継続す  
ること(プログラム参加が学位取得直前の学期では  
ないこと)



# Joint Education Program 申請要件

## • 経済に関する要件

本学から授業料の全額・半額免除措置を受けているもの、JASSO 第二種奨学金在学採用の家計基準に合致するものを優先する。

年収・所得の基準額(目安) 【JASSO第二種奨学金在学採用】(大学院)

	修士課程	博士課程
収入基準額	536万円	718万円

上記はあくまでも目安であり、世帯の状況等によって異なります。  
給与所得の場合は、源泉徴収票の支払金額(税込)になります。  
給与所得以外の場合は、確定申告書等の所得金額(税込)になります。

学生本人の収入(給与、アルバイト代、保護者からの給付、配当等)により判断します。

### 【注意】

基準に合致するかどうかの判断は、基本的には各自で確認していただきます。

なお、後日証拠書類の提出を求めることがあります。その際、虚偽の申請があったと認められる場合は、「国立大学法人東京外国語大学学生に係る懲戒等に関する規程」に則り、懲戒処分の対象となる可能性があります。



## ②本学への応募申請

# ～奨学金の申請について～

- 奨学金申請フォームで、授業料の全額免除／半額免除の措置を受けているものは「はい」、受けていなければ「いいえ」を選択する。(申請中の場合は「いいえ」を選択してください。)
- ご自身の収入と前掲の収入基準額を確認したうえで、『JASSO第二種奨学金在学採用の家計基準に合致している』の「はい」「いいえ」いずれかにチェックを入れる。
- 基準に合致しない場合でも奨学金の受給は可能です。基準に合致しない場合は必ず「自費のみでプログラム参加が困難であること」の理由を「12. 留学の目的、奨学金の必要理由、将来の進路等について自由に記述して下さい。(400字程度)」の欄に具体的に記載すること。  
※基準に合致していても、この自由記述は奨学金選考上の重要な判断材料としますので、きちんと内容を考え記述すること！
- 奨学金の申請は夏、冬学期のいずれかで、1人、1回、1校まで(夏、冬学期の両方で奨学金を受給することはできません。)※2018年度からの変更点



## ②本学への応募申請 ～渡航支援金について～

日本国籍、日本  
永住権保持者  
のみ対象

- ・ 奨学金受給者に採用された学生で、以下の条件を満たす場合は、奨学金に加えて「渡航支援金」を受給できます。

※保護者の扶養に入っている場合は、保護者の収入により判断します。

家計支持者の所得金額(父母共働きの場合は父母の合算額)が以下の金額であること。

給与所得のみの世帯	年間収入金額(税込)が <b>300万円</b> 以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額(必要経費等控除後)が <b>200万円</b> 以下

- ・ 支給金額： 16万円  
申請できるのは年間1回のみ。夏学期に受給した場合、冬学期は受給できません。



## ②本学への応募申請

# ～ 渡航支援金の申請方法について～

「渡航支援金」を申請する場合は、奨学金申請フォームで『渡航支援金を希望する』に「はい」と回答のうえ、下記書類を提出する。

### ①家計支持者(※)の平成30年の所得を証明する書類(下記のいずれか)

市区町村役場発行の所得証明書(写しでも可)

(平成30年の所得証明書の発行が間に合わない場合、平成29年中の証明書で構いません。)

源泉徴収票の写し(平成30年分)

確定申告書(第一表と第二表)の写し(平成30年分)

※家計支持者について、父母がいる場合は父母双方、父母がいずれかの場合はその片方、父母がいない場合は家計を支えている者が該当。父母がいる場合は、所得の有無を問わず父母双方の書類を提出すること。

※父母等の扶養に入らず、学生本人が生計を立てている場合は、提出書類が異なりますのでお知らせください。

### ②家族構成申告書(署名、捺印が必要)

本学ウェブサイトからダウンロードして印刷すること。

<http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/shortvisit/>(「必要書類」の欄に掲載)

提出期限:**2019年10月25日(金)16時半まで**



## 奨学金申請

今回の募集にあたり知り得た個人情報は、奨学金申請手続の用途以外には使用しません。また、本件の事務処理に関連し、文部科学省及び日本学生支援機構（JASSO）へ直接、メール送信または問い合わせを行う場合があります。

了解いただける場合は、「同意する」にチェックを入れてください。

同意します。

1. 学籍番号

2. 氏名

3. 国籍が日本以外の場合、在留資格

4. 本学の授業料全額免除措置を受けている。

 はい

本学から授業料の減免措置を受けている場合は、該当するものに「はい」

5. 本学の授業料半額免除措置を受けている。

 はい

6. JASSO第二種奨学金在学採用の家計基準について：下記のサイトに掲載されている「家計基準適格性判定表」を使用して、判定結果を確認してください。

判定結果が「○」の場合は、基準に合致します。「×」の場合は、基準に合致しません。

<http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/shortvisit/>  
なお、判定結果について、証拠書類の提出を求めることがあります。

家計基準適格性判定表の結果

○であれば「はい」、×であれば「いいえ」

JASSO第二種奨学金在学採用の家計基準に合致している。

 はい

7. 渡航支援金について：奨学金受給者に採用されたもののうち、以下の条件を満たすものについて渡航支援金が支給されます。

- ・給与所得のみの世帯の場合：年間収入金額（税込）が300万円以下であること。
- ・給与所得以外の所得を含む世帯の場合：年間所得金額（必要経費控除後）が200万円以下であること。

※渡航支援金を希望するに「はい」と回答する場合は、家計支持者の所得を証明する書類を提出すること。（給与所得のみの場合：「源泉徴収票」の写し／給与所得以外の所得を含む場合：「確定申告書（控）」の写し）

渡航支援金を希望する。

 はい

渡航支援金を希望する場合は「はい」、希望しない場合は「いいえ」

8. ショートビジットのためにJASSO以外に奨学金を受給しますか？

 はい

9. JASSO以外の奨学金を受給している場合、奨学金名と月額を記入してください。

奨学金名

月額

JEP参加のために、JASSO以外に給付型の奨学金を受給する場合は「はい」、そうでなければ「いいえ」

10. 留学の目的、奨学金の必要理由、将来の進路等について自由に記述してください。（400字程度）



# Joint Education Program

## 奨学金申請要件

- 他団体等から派遣プログラム参加のための奨学金を受けする場合、他団体からの奨学金の支給月額合計額が本制度による奨学金月額を超えないこと
- 奨学金支給期間のうち、全日数に及んで留学先国・地域を離れた状態ではないこと
- 奨学金受給のための留学前・留学中・留学後の必要書類の提出ができること
- 受入の証明があること(後日提出でも申請可)

※休学して本プログラムに参加することは認められません。



# JEP申請後の流れ(冬学期渡航者)

- 11月11日(月)までに審査結果をメールで通知します。
- 採択された場合は、以下の説明会に参加してください。
  - 奨学金受給候補者説明会  
11月13日(水)、15日(金)11:50~@101教室
  - 渡航前オリエンテーション  
11月27日(水)、29日(金)11:50~@101教室
  - 保険説明会  
12月11日(水)、13日(金)11:50~@101教室

奨学金受給候補者説明会、渡航前オリエンテーションは、ショートビジットプログラム参加者向けの内容となりますが、JEPもショートビジットの制度に準じる部分がありますので、上記の説明会に参加して下さい。



# 留学前：必要な提出書類

- ① 留学願
- ② 留学誓約書（承諾書兼誓約書）

渡航の3週間前までに留学支援共同利用センターに提出

様式は以下のサイトからダウンロードできます。

<http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/program/>



# 留学中：在籍確認

## 【在籍確認の方法】

「在籍確認書(派遣学生)」というExcelファイルに必要事項を入力して、メール添付で留学支援共同利用センターに送付する。

メール送信先 : ryugakushien@tufs.ac.jp (手書きの場合、写真データかPDFファイルで)

## 【提出時期】

支給対象月ごとに提出する。

初回は、留学開始後すぐ。2回目以降は、支給対象月の初めに。

様式は以下のサイトからダウンロードできます。

<http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/program/>



# 留学後：必要な提出書類

- ① 留学終了届
- ② 留学報告書（本学の指導教員の署名・捺印要）
- ③ 修了証（留学先の指導教員等によるレター）

帰国後 3週間以内に留学支援共同利用センターに提出

様式は以下のサイトからダウンロードできます。

<http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/program/>

別途、**JASSO奨学金の帰国後アンケート**への回答も必須！



# JEP申請のまとめ

- まずは、家計基準を確認
- 受入許可が得られる(文書)
- 派遣先で指導教員がいる
- 在籍確認の署名が得られる
- 留学後、成果を示す文書(修了書など)が得られる
- 留学の成果が成績に加味される授業を履修
  - 夏学期締切: 4月24日(水)16時30分 (厳守)
  - 冬学期締切: 10月25日(金)16時30分 (厳守)



# 注意！

- 派遣先大学への申込みは、指導教員と相談の上各自で行う。
- 申し込み後、万が一キャンセルする場合は必ず留学支援共同利用センターに連絡のこと。
- 渡航日程が変更になる場合も、必ず留学支援共同利用センターに連絡すること。奨学金の支給に影響することがあります。
- 各連絡は、学務情報システム等のHP上、またはE-applyに登録したPCメールアドレスに届きます。



# 留学の実施について

外務省海外安全情報における危険情報等をもとに決定

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

レベル4: 退避してください。  
渡航は止めてください。  
(退避勧告)

- 渡航を中止または即刻帰国

レベル3: 渡航は止めてください。  
(渡航中止勧告)

- 渡航を中止または帰国

レベル2: 不要不急の渡航  
は止めてください。

- 渡航を延期・中止または帰国

レベル1: 十分注意してください。

- 渡航を実施または継続するが、十分な注意を払う



# 問い合わせ先

留学支援共同利用センター

留学生日本語教育センター1階(8月に移転しました！)

メールアドレス：[ryugakushien@tufs.ac.jp](mailto:ryugakushien@tufs.ac.jp)

電話番号：042-330-5113

フォームのダウンロード元：

HOME > 在学生の方へ > 留学案内 > その他の留学プログラム

<http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/program/>

